

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和5年12月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 もじゃこ漁業

(1) 制限措置

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認可を すべき船舶の 数	漁業を営む 者の資格
1	もじゃこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	114隻	鹿児島県に漁業の 根拠地を有する者 のうち、別途知事 が定める採捕計画 尾数に基づき需給 契約を締結した漁 業協同組合と納入 契約を交わしてい る者
2	もじゃこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	31隻	大分県に漁業の根 拠地を有する者 のうち、鹿児島県と 大分県との間で締 結しているもじゃ こ漁業操業等に関 する協定書に参加 している者

(2) 申請すべき期間

番号1 令和6年2月9日（金）から同月16日（金）まで

番号2 令和6年2月14日（水）から同月21日（水）まで

2 機船船びき網漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
バッチ網漁業	東町漁業協同組合共同漁業権区域のうち獅子島がクイ崎から真方位45度に見通す線以東と崩崎から出水市七尾島を見通す線以北の区域及びその沖合。ただし、獅子島串崎と鯖ノ口鼻とを結ぶ線以西を除く。	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw (50馬力) 以下	4隻	定めなし
	北さつま漁業協同組合 (ただし旧出水市漁業協同組合に限る。) 共同漁業権区域及びその沖合。	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw (50馬力) 以下	2隻	定めなし

(2) 申請すべき期間

令和6年2月20日 (火) から同年2月29日 (木) まで

3 かが漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数(人)	漁業を営む者の資格
ふぐかが漁業	世界測地系における北緯29度00分14秒(日本測地系北緯29度)以北の鹿児島県内一円の海域。 ただし、黒之瀬戸大橋以北の不知火海の区域、肝属郡南大隅町立目崎と指宿市長崎鼻を結ぶ線以北の鹿児島湾の区域、肝属郡肝付町火崎燈台と宮崎県串間市都井岬燈台を結ぶ線及び陸岸に囲まれた志布志湾の区域は、当該区域内に住所を有する者に限る。	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	17	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者
いかかが漁業	東町漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者
雑魚かが漁業	鹿共第4号(旧黒之浜漁業協同組合)共同漁業権内及びその地先沖合の区域	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	2	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者
雑魚かが漁業	川内市地先沖合海域(ただし川内市漁業協同組合共同漁業権海域内を除く。)	1月1日から12月31日まで			2	
雑魚かが漁業	串木野市漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域	1月1日から12月31日まで			1	
雑魚かが漁業	開聞崎と点アを結んだ線以東のかいゑい漁業協同組合共同漁業権(鹿共第32号)区域内 点ア 北緯31度09分19秒 東経130度31分50秒の点 ※世界測地系	12月1日から4月30日まで			1	

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数(人)	漁業を営む者の資格
雑魚かご漁業	山川町漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	7	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者
雑魚かご漁業	次の点を結んだ直線ア、イ、ウ、エ及びエアによって囲まれた区域。 点ア 指宿市知林ヶ島南端と南大隅町北峯頂上を結ぶ線上で、知林ヶ島南端から1,400メートルの点 点イ 指宿市知林ヶ島南端と南大隅町北峯頂上を結ぶ線上で、知林ヶ島南端から2,600メートルの点 点ウ 旧指宿市と旧山川町との境界の基点標石から119度30分、4,200メートルの点 点エ 旧指宿市と旧山川町との境界の基点標石から119度30分、3,000メートルの点	1月1日から12月31日まで			2	
雑魚かご漁業	指宿漁業協同組合共同漁業権(鹿共第38号)区域内及び点ア、点イ、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯31度16分52秒 東経130度41分39秒 点イ 北緯31度19分04秒 東経130度35分41秒 点ウ 北緯31度19分23秒 東経130度35分56秒 点エ 北緯31度17分04秒 東経130度42分02秒 ※世界測地系	11月1日から8月31日まで	10トン以下	定めなし	4	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者
雑魚かご漁業	次の点を結んだ直線ア、イ、エ及びエアによって囲まれた区域。 点ア 平成16年10月31日における鹿児島市と喜入町との境界の基点標石から90度5,000メートルの点 点イ 北緯31度26分04秒 東経130度35分24秒の点(北緯31度26.07分 東経130度35.40分) 点エ 北緯31度29分55秒 東経130度35分47秒の点(北緯31度29.92分 東経130度35.79分) 点エ 点イから正西の線と、谷山漁業協同組合の共同漁業権区域が交わる点 ※世界測地系、()は日本測地系	4月1日から10月31日まで			4	

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数(人)	漁業を営む者の資格
雑魚かご漁業	鹿児島市漁業協同組合共同漁業権内及びその沖合の区域	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者
雑魚かご漁業	内之浦漁業協同組合共同漁業権の地先沖合のうち、点アと点イを結ぶ線、点イから点ウまでの間の鹿共第58号共同漁業権区域から沖合1,600mの線、点ウと点エを結ぶ線、点エから点オまでの間の鹿共第57号共同漁業権区域から沖合4,600mの線、点オと点カを結ぶ線によって囲まれた区域ただし、鹿共第57号共同漁業権区域沖合のうち、鹿共第56号共同漁業権と接する線の延長から1,000メートルの範囲を除く 点ア 北緯31度21分30秒 東経131度06分29秒 点イ 北緯31度21分09秒 東経131度07分39秒 点ウ 北緯31度12分36秒 東経131度02分34秒 点エ 北緯31度11分00秒 東経131度02分47秒 点オ 北緯31度04分36秒 東経130度55分55秒 点カ 北緯31度06分37秒 東経130度54分14秒 ※世界測地系	1月1日から12月31日まで			1	
25						
ばいかご漁業	川内市地先沖合海域(ただし川内市漁業協同組合共同漁業権海域内を除く。)	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	3	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者
ばいかご漁業	江口漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域	1月1日から12月31日まで			1	

(2) 申請すべき期間

令和6年1月4日(木)から同月31日(水)まで